

## 令和 8 年度福祉医療貸付事業の融資方針について

### 1 はじめに

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の福祉医療政策に基づき、民間の社会福祉事業施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の融資を実施することにより、福祉、介護サービス及び医療の安定的かつ効率的な提供基盤の整備を推進している。

また、国は、こども大綱、高齢社会対策大綱をはじめとする施策に基づき、質の高い保育の確保・充実や特養待機者の解消に向けた受皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携などの社会保障制度の充実強化を積極的に進めていることから、今後も社会福祉事業施設及び医療施設等を着実に整備していく必要がある。

一方で、これらの施設を取り巻く環境は、職員不足や厳しい財政状況を背景に、経営状況の厳しさが増している。

こうした状況を踏まえ、令和 8 年度における福祉医療貸付事業を適切に実施するため、以下のとおり必要な予算を確保し、基本的な融資方針に基づき事業を行う。

### 2 令和 8 年度予算

#### (1) 貸付事業規模

令和 8 年度予算においては、国の政策推進動向等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付事業枠として、貸付契約額 3,607 億円、資金交付額 3,760 億円を確保し、貸付原資として財政融資資金 2,632 億円、自己資金 1,128 億円（財投機関債 200 億円を含む。）を予定する。

#### (2) 融資条件の改善内容

令和 8 年度における融資条件の主な改善内容は、別添資料「令和 8 年度予算における福祉医療貸付事業の貸付条件の改善等について」のとおりである。

### 3 基本的な融資方針

上記を踏まえ、福祉医療貸付事業においては、福祉医療の提供基盤の整備を図るため、政策優先度に基づき効果的かつ効率的な政策融資を行うとともに、リスクに応じた適切な審査・与信管理・経営支援の実施に努めることとする。

また、原則として、借入申込施設等の整備計画が当該地域における介護保険事業計画、障害福祉計画及び医療計画等に沿ったものであることを確認し、地方公共団体と連携して福祉医療貸付事業の推進を図る。

さらに、近年多発する激甚災害における被災施設等に対する復旧・復興事業や感染症対策等に加え、制度改正や金融環境の変化に伴う経営悪化等により事業継続に支障をきたしている事業者に対しては、緊急時の資金需要に迅速かつ適切に対応するため、引き続き優先的に相談、融資を行う。

なお、融資にあたっては、機構ホームページに公表している「融資のポイント」に基づき、以下の事項を主な留意点として位置づけ、十分に確認しながら融資を進める。

### ① 適切な事業計画

施設開設後の稼働率が計画を下回ることにより、当初見込んだ収入が得られず、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが見受けられることから、地域の利用ニーズが的確に反映された計画であるか。

また、施設開設までの経営資金（運転資金）については、概ね月額収入の2か月分の計上を目安としているが、近年の物価・建築費の高騰や職員確保の事情を踏まえ、不足した場合の資金調達方法等があるか。

### ② 収支差額に見合った借入額

整備面積が過大であることや必要以上に過剰な設備であることなどにより、施設整備費が多額となり借入額も増大することで、結果的に借入金の償還額が融資対象施設等から得られる収支差額を上回ってしまうケースが見受けられることから、収支差額に見合った整備、借入額であるか。

また、借入額は協調融資等も含めた借入金であり、原則として今次整備施設単体での収支差額で借入金返済が可能であるか。

### ③ ガバナンス態勢の確保

法人及び施設の経営にあたっては、法人代表者及び施設長等のリーダーシップとそれを支える経営管理態勢が確保されるとともに、財務内容が健全であることが重要であることから、ガバナンス体制が整備されているか。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

### ④ 職員の確保

融資対象施設等の職員確保が難航し、稼働率を上げることができないことにより、当初見込んだ収入が得られず、借入金の約定返済に影響を及ぼすようなケースが散見されることから、職員の確保計画が策定されているか、また、採用見込みは妥当であるか。

特に創設法人や経営基盤が脆弱な法人等については十分な確認を行うこととする。

### ⑤ 協調融資制度の推進

機構と民間金融機関との協調融資については、施設整備等に係る資金調達を円滑に進めることができるため、その利用を促進してきたところであるが、近年の職員不足や厳しい施設経営状況を踏まえ、経営の安定化のための経営資金など民間金融機関の資金の役割も増していることからさらなる協調融資の活用を推進する。

なお、融資対象面積が5,000㎡を超える大規模施設の借入申込案件については、原則として協調融資の利用を前提としている。

### ⑥ 補助金等が交付されない整備

国、地方公共団体等の補助金・交付金等が交付されない整備事業であっても、施設等の安全確保、維持等のために必要であり、緊急性の高いものは、当該自治体の意見を踏まえて、融資対象とする。

# 令和8年度予算における福祉医療貸付事業の 貸付条件の改善等について

独立行政法人福祉医療機構  
福祉医療貸付部

# 目次

<b>I</b>	<b>福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画</b>	<b>……</b>	<b>2</b>
<b>II</b>	<b>貸付条件の改正（福祉・医療貸付事業（共通））</b>	<b>……</b>	<b>3</b>
<b>III</b>	<b>貸付条件の改正（福祉貸付事業）</b>	<b>……</b>	<b>9</b>
<b>IV</b>	<b>貸付条件の改正（医療貸付事業）</b>	<b>……</b>	<b>14</b>

## I 福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 予算額		令和8年度 予算額		対前年度 (建築資金等)	
		建築資金等	物価高騰等	建築資金等	物価高騰等	増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,300	506	956	271	△344	△26.5%
	資金交付	1,190	506	1,145	271	△45	△3.8%
医療貸付	貸付契約	1,164	3,223	1,156	1,224	△8	△0.7%
	資金交付	1,119	3,223	1,120	1,224	1	0.1%
合 計	貸付契約	2,464	3,729	2,112	1,495	△352	△14.3%
	資金交付	2,309	3,729	2,265	1,495	△44	△1.9%

## Ⅱ 貸付条件の改正（福祉・医療貸付事業（共通））

### ◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

- （1）防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充
- （2）定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資条件の優遇融資
- （3）物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇融資

## Ⅱ 貸付条件の改正（福祉・医療貸付事業（共通））

### ◎福祉・医療貸付事業（共通）

#### （１）防災・減災に係る融資条件の優遇措置の拡充

社会福祉施設、医療施設等の防災・減災等に係る整備事業について、優遇融資を実施します。

#### 【福祉貸付事業】

※ **太字下線部分を創設**

区 分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ]
対象事業	<p>下記の国庫補助等対象事業</p> <p>①高台整備事業（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む）</p> <p>②地すべり防止危険か所区域に所在する施設の移転改築整備事業</p> <p>③耐震化整備事業</p> <p>④スプリンクラー整備事業</p>	<p>下記の国庫補助等対象事業</p> <p>①高台整備事業（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む）</p> <p>②地すべり防止危険か所区域に所在する施設の移転改築整備事業</p> <p>③耐震化整備事業</p> <p>④スプリンクラー整備事業</p> <p><b>⑤ブロック塀等の改修整備事業</b></p> <p><b>⑥水害対策強化整備事業</b></p>
融資率	95%	同左
貸付利率	<p>①、②に該当する場合 全期間無利子</p> <p>③、④に該当する場合 基準利率▲0.5%（据置期間中無利子）</p>	<p>①、②に該当する場合 全期間無利子</p> <p>③、④、<b>⑤、⑥</b>に該当する場合 基準利率▲0.5%（据置期間中無利子）</p>

## Ⅱ 貸付条件の改正（福祉・医療貸付事業（共通））

### 【医療貸付事業】

※ 太字下線部分を創設

区 分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ] (※)
対象事業	<p>下記の国庫補助対象事業</p> <p>①高台整備事業（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む）</p> <p>②耐震化整備事業</p> <p>③スプリンクラー整備事業</p>	<p>下記の国庫補助対象事業</p> <p>①高台整備事業（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む）</p> <p>②耐震化整備事業</p> <p>③スプリンクラー整備事業</p> <p><b>④ブロック塀等の改修整備事業</b></p> <p><b>⑤水害対策強化整備事業</b></p>
融資率	95%	同左
貸付利率	<p>①に該当する場合 全期間無利子</p> <p>②、③に該当する場合 基準利率▲0.5%（据置期間中無利子）</p>	<p>①に該当する場合 全期間無利子</p> <p>②、③、<b>④、⑤</b>に該当する場合 基準利率▲0.5%（据置期間中無利子）</p>

## Ⅱ 貸付条件の改正（福祉・医療貸付事業（共通））

### ◎ 福祉・医療貸付事業（共通）

#### （２）定期借地権を設定する場合の一時金に対する融資条件の優遇融資

《取扱期間》  
令和8年度まで

建築工事費をはじめとする物価が高騰していることから、施設整備にあたっての初期投資を低減する必要性はより高まっているため、引き続き令和8年度以降においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]
融資率	90%
貸付利率	当初10年間基準利率▲1.0% (11年目以降は通常の利率)
取扱期限	<b>令和8年度まで</b>

## Ⅱ 貸付条件の改正（福祉・医療貸付事業（共通））

### ◎福祉・医療貸付事業（共通）

#### （3）物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金の融資条件の優遇融資

「取扱期間」  
令和8年度まで

物価高騰や、円安の影響による資材価格の高騰、金利の上昇等、厳しい状況は続いており、福祉・医療事業者を支援するため、引き続き令和8年度以降においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

【福祉貸付事業】

区 分	[ 新たな融資条件 ]
対象事業	① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業 ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書を提出した施設・事業
対象施設	社会福祉施設等
償還期間	10年以内
据置期間	① 1年6月以内 ② 2年以内
貸付利率	基準利率▲0.8% 直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子
無担保貸付限度額	① 500万円 ② 次のうちいずれか高い額 ・ 500万円 ・ 直近の事業収益の2月分
融資限度額	①物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の2.4倍
保証人	保証人不要制度又は個人保証
取扱期限	<u>令和8年度まで</u>

## Ⅱ 貸付条件の改正（福祉・医療貸付事業（共通））

【医療貸付事業】

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]
対象事業	① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業 ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書を提出した施設・事業 ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業
対象施設	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内
据置期間	① 1年6月以内 ② 2年以内 ③ 5年以内
貸付利率	基準利率▲0.8% 直近の事業（医業）収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付限度額	① 500万円 ②③ 次のうちいずれか高い額 ・ 500万円 ・ 直近の事業（医業）収益の2月分
融資限度額	・ 病院：10億円 ・ 介護老人保健施設及び介護医療院：1億円 ・ その他の施設、事業：4,000万円 （①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額） ・ 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の2.4倍
保証人	保証人不要制度又は個人保証
取扱期限	<b>令和8年度まで</b>

### Ⅲ 貸付条件の改正（福祉貸付事業）

#### ◎ 福祉貸付事業

- (1) 償還期間の延長の拡充
- (2) 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇融資
- (3) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇融資
- (4) 老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

## Ⅲ 貸付条件の改正（福祉貸付事業）

### ◎ 福祉貸付事業

#### （１）償還期間の延長の拡充

整備費が高額となる特別養護老人ホームについて、施設整備に係る毎年度の償還額を軽減し安定した施設経営が図れるよう、貸付の償還期間の延長を実施します。

※ 太字下線部分を創設

区 分	[ 新たな融資条件 ]
対象施設	耐火構造の広域型特別養護老人ホーム（定員30人以上）
貸付金の種類	設置・整備資金
償還期間（据置期間）	<u>39年以内（据置期間3年以内）</u>

### Ⅲ 貸付条件の改正（福祉貸付事業）

#### ◎福祉貸付事業

#### （２）保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇融資

「取扱期間」  
令和10年度まで

保育所等の整備を引き続き促進するとともに、保育政策の新たな方向性に則して質の高い保育所等の整備を促進するために、引き続き令和8年度以降においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]
融資率	95%
貸付利率	基準利率▲0.5% (据置期間中無利子)
償還期間 (据置期間)	30年以内 (3年以内)
取扱期限	<b>令和10年度まで</b>

### Ⅲ 貸付条件の改正（福祉貸付事業）

#### ◎福祉貸付事業

#### （３）地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇融資

「取扱期間」  
令和８年度まで

８５歳以上人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化に対応できるよう、地域医療介護総合確保基金が引き続き実施されることから、基金及びハード交付金による施設整備について、引き続き令和８年度以降においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]
融資率	90%
取扱期限	<u>令和８年度まで</u>

### Ⅲ 貸付条件の改正（福祉貸付事業）

#### ◎福祉貸付事業

#### （４）老朽民間社会福祉施設整備計画の延長に伴う無利子貸付の措置期間の延長

「取扱期間」  
令和12年度まで

老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、引き続き令和8年度以降においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]
貸付利率	全期間無利子
取扱期限	<b><u>令和12年度まで</u></b>

## IV 貸付条件の改正（医療貸付事業）

### ◎ 医療貸付事業

- (1) 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業に係る融資条件の優遇措置の創設
- (2) 地域医療構想対象事業に係る融資条件及び地域医療構想支援資金の融資条件の優遇融資
- (3) 複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資

## IV 貸付条件の改正（医療貸付事業）

### ◎ 医療貸付事業

#### （１）重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業に係る融資条件の優遇措置の創設

今後も定住人口が見込まれるが、人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等である「重点医師偏在対策支援区域」において診療所を新設、承継する際に、以下の優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を創設

#### 【設置・整備資金】

区 分	[ 現行の融資条件 ]	[ 新たな融資条件 ]
融資率	所要額の70%	<b><u>90%</u></b>
貸付利率	基準利率▲0.5%～基準利率	<b><u>基準利率▲0.5%</u></b>

（※1）重点医師偏在対策区域での診療所の新設・承継に係る新築資金、増改築資金、土地取得資金、機械購入資金のみを対象とする。

（※2）国庫補助等対象事業に限る。

## IV 貸付条件の改正（医療貸付事業）

※ 太字下線部分を創設

### 【長期運転資金】

区 分	[ 新たな融資条件 ]
融資限度額	<u>4,000万円</u>
償還期間 (据置期間)	<u>5年以内</u> <u>(1年以内)</u>
貸付利率	<u>基準利率▲0.5%</u>

- (※1) 重点医師偏在対策区域での診療所の承継・開業後に経営が安定化するまでの一時的に必要な運営費としての長期運転資金のみを対象とする。
- (※2) 国庫補助等対象事業に限る。

## IV 貸付条件の改正（医療貸付事業）

### ◎ 医療貸付事業

#### （２） 地域医療構想対象事業に係る融資条件及び地域医療構想 支援資金の融資条件の優遇融資

「取扱期間」  
令和８年度まで

地域医療構想の達成に向けた取組みを行う医療機関（病院及び診療所）が安定的な運営を引き続き行っていくよう、引き続き令和８年度以降においても、優遇融資を実施します。

【設置・整備資金】

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]	
	地域医療総合確保基金対象事業	
	減床を伴う場合	減床を伴わない場合
貸付利率	（当初５年間の優遇金利幅） 令和元、２年度受理基準利率▲１．０％ 令和３、４年度受理基準利率▲０．９％ 令和５年度受理 基準利率▲０．８％ 令和６年度受理 基準利率▲０．７％ <b>令和７、８年度受理基準利率▲０．６％</b>	基準利率▲０．５％
融資率	９５％	９０％
融資限度額	限度額の設定なし	
取扱期限	<b>令和８年度まで</b>	

## IV 貸付条件の改正（医療貸付事業）

### 【長期運転資金】

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]
対象事業	地域医療構想の達成に向けた取組を実施する医療機関として、都道府県が位置付けた病院・診療所であって、資金繰りの負担や収益構造の変化に適切に対応し、引き続き安定的な事業運営を行うために必要な長期運転資金（同構想に基づき廃止される病院の統合等による残債処理に係る借換資金を含む）
貸付利率	基準利率▲0.5%
融資限度額	病院：5億円 診療所：3億円
償還期間 (据置期間)	10年以内（4年以内）（※1）
取扱期限	<b>令和8年度まで</b>

（※1）廃止される病院の残債に対して融資する場合（必要な補助が交付される場合に限る）は、償還期間（据置期間）を15年以内（2年以内）、特に必要と認められる場合は20年以内（2年以内）とし、融資限度額を13.6億円とする。なお、協調融資（併せ貸しを含む）の利用を原則とする。

## IV 貸付条件の改正（医療貸付事業）

### ◎ 医療貸付事業

#### （3）複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資

「取扱期間」  
令和8年度まで

複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）を厚生労働大臣等に認定された病院・有床診療所に対し、地域医療構想達成に向けた病床機構の分化及び連携を推進するため、引き続き令和8年度以降においても、優遇融資を実施します。

※ 太字下線部分を変更

区分	[ 新たな融資条件 ]
対象施設	病院、有床診療所 (再編計画の認定を受けた医療機関に限る)
資金種類	増改築資金
償還期間 (据置期間)	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）
融資限度額	所要額の95%
貸付利率	基準利率▲0.5% (据置期間中無利子) (※)
取扱期限	<u>令和8年度まで</u>

(※) 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限る。

## IV 貸付条件の改正（医療貸付事業）

※ 太字下線部分を変更

区 分	[ 新たな融資条件 ]
対象施設	病院、有床診療所 (再編計画の認定を受けた医療機関に限る)
資金種類	長期運転資金
償還期間 (据置期間)	10年以内（4年以内）（※1）
融資限度額	病院 5億円（※1） 有床診療所 3億円
無担保貸付	500万円まで (機構の経営診断を受けた場合は1,000万円)（※2）
貸付利率	基準利率▲0.8%
取扱期限	<u>令和8年度まで</u>

（※1）廃止される病院の残債に対して融資する場合（必要な補助が交付される場合に限る）は、償還期間（据置期間）を15年以内（2年以内）、特に必要と認められる場合は20年以内（2年以内）とし、融資限度額を13.6億円とする。なお、協調融資（併せ貸しを含む）の利用を原則とする。

（※2）償還期間5年以内に限る。

## IV 貸付条件の改正（医療貸付事業）※令和7年度補正予算

### ◎ 医療貸付事業

#### (4) 経営資本強化資金（資本金劣後ローン）の創設

区分	[ 融資条件 ]
融資対象	一定の要件（※）を満たす法人
資金種類	経営改善計画に必要となる 運転資金、赤字補填資金、設備資金
償還期間	5年1月、10年、15年での期限一括償還
貸付利率	当初3年間0.2% 4年目以降は業績連動型利率 ・税引後当期純利益0円以上：基準利率 ・税引後当期純利益0円未満：0.2%
融資限度額	1法人あたり12億円
無担保貸付	全額無担保
保証人	無保証

（※）以下を全て満たすもの。

- ① 救急病院を開設する医療法人等であること又は社会医療法人であること
- ② 病院（医療法人等にあつては救急病院）の経営状況の悪化により、法人の財務状況が債務超過であつて二期連続赤字など業況不芳であること
- ③ 民間金融機関（メインバンク等）の支援を受けて、経営改善計画が作成されていること
- ④ 償還期間中は民間金融機関からの新規融資を含めた支援の継続が確定（内諾を含む）していること
- ⑤ 償還期間中は機構を含む支援金融機関に対して経営改善計画の進捗状況を報告するとともに、支援金融機関からの経営指導を受けることを承諾すること

# お問い合わせ先



## ◎ 個別の融資に関するお問い合わせ

区分	施設の開設地	担当部署	電話番号
福祉貸付事業 (※)	東日本	福祉医療貸付部 福祉審査課	03-3438-9298
	西日本	大阪支店 福祉審査課	06-6252-0216
医療貸付事業	東日本	福祉医療貸付部 医療審査課	03-3438-9937
	西日本	大阪支店 医療審査課	06-6252-0219

【施設の開設地】 (東日本) 石川県、岐阜県、三重県より東の地域

(西日本) 福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域 (医療貸付事業は沖縄県を除きます。)

(※) NPO法人のお客さまは施設の開設地区分に関わらず、NPOリソースセンターNPO支援課 (Tel.03-3438-4756) にお問い合わせください。

## ◎ 融資の制度に関するお問い合わせ

区分	担当部署	電話番号
福祉貸付事業	福祉医療貸付部 事業統括課	03-3438-9291
医療貸付事業		